

大阪府立大学特別研究奨励金支給事業平成 29 年度募集要項

1. 趣旨

本学は世界に通用する「高度研究型大学」を目指しているところであり、次世代の研究を担う大学院博士後期課程の学生は、本学の研究活動を活性化・発展させるうえで、重要な役割が期待されている。

このような観点から、学生の博士後期課程への進学を促進し、本学の研究活動の高度化・活性化を図るため、本学独自の制度として特別研究奨励金を支給する。

2. 申請資格

次の要件を満たす者とする。(但し、休学者を除く)

- (1) 大阪府立大学博士後期課程(生命環境科学研究科獣医学博士課程を含む)在学者(平成 29 年 9 月末において修了・単位修得退学をする者および 11 月末までに修了する者を含む)
- (2) 入学後、休学期間を除く在籍期間 3 年以内(生命環境科学研究科獣医学博士課程においては、4 年以内)の者
但し、長期履修制度を認められている者は、当該認められた年限以内の者

3. 特別研究奨励金の支給対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4. 特別研究奨励金の額

特別研究奨励金の額は次のとおりとする。

- (1) 平成 25 年度以前の入学生は年額 50 万 4 千円を限度として支給する。
- (2) 平成 26 年度以降の入学生は年額 35 万 2 千円を限度として支給する。

5. 特別研究奨励金の支給時期

特別研究奨励金の支給時期は次のとおりとする。

- (1) 平成 29 年 9 月末において修了・単位修得退学をする者は、平成 29 年 9 月に支給する。
(但し、11 月末までに修了予定の者については、修了予定日の属する月とする)
- (2) 上記 5 の(1)以外の者は、平成 30 年 2 月に支給する。

6. 申請手続

申請資格者のうち、特別研究奨励金の支給を希望する者は、別添様式に基づく申請書を、指導教員を通じて所属する研究科の長へ提出する。

申請期間については次のとおりとする。

- (1) 上記 5 の(1)に該当する者：平成 29 年 7 月 31 日(月)～平成 29 年 8 月 18 日(金)
(但し、11 月末までに修了予定の者については、修了予定日の属する月の前月中とする。)
- (2) 上記 5 の(2)に該当する者：平成 29 年 11 月 22 日(水)～平成 29 年 12 月 12 日(火)

7. 選考

研究科長は、提出された申請書に基づき別紙「大阪府立大学特別研究奨励金支給者選考要領」により選考し、支給の可否等について審査結果一覧表により理事長へ報告する。

8. その他

(1) 休学・退学等の場合の措置について

休学・退学等の場合には、休学・退学等の日をもって、特別研究奨励金の支給を打ち切り、既に受給した特別研究奨励金については、休学・退学等の日の属する月の翌月以降の分を月割計算により返還するものとする。

但し、休学の場合においても理事長が認めるときは、特別研究奨励金を支給することがある。

(2) 他の制度等との調整について

① 授業料の免除を認められている者については、特別研究奨励金を支給しない。

② 授業料の減額を認められている者については、特別研究奨励金の支給金額は、上記4の限度額の半額を限度とする。

③ 長期履修制度を適用する者に対する特別研究奨励金の支給金額は、別途定める。

※ 授業料の減免申請中の者についても、特別研究奨励金の申請は可能。

結果、減免と認められた場合は、①②のとおり支給する。

(3) その他理事長が必要と認める場合は、支給額について調整することがある。

(4) 申請書については、英語による申請も可とする。